

令和8年度「広島市水道局優良建設工事表彰」の 「評価点」による被表彰候補者を公募します

令和8年3月2日
広島市水道局技術管理課

広島市水道局が発注した「建設工事」において、[広島市水道局優良建設工事表彰要綱](#)に基づき、優れた成績を収めた受注者及び技術者を表彰するため、[広島市水道局優良建設工事表彰実施要領](#)に定める表彰基準等を満たす者を公募します。

I 応募(申請)について

(1) 対象者

[広島市水道局優良建設工事表彰実施要領](#)に定める「評価点」（工事成績評定点と加算点[※]の合計点）による表彰を受けようとする者

なお、工事成績評定点が85点以上の工事については、申請の有無に関わらず表彰候補となります。

また、工事成績評定点が85点以上の工事についても、加算点を加えた評価点で申請が可能です。

※別紙1「加算点について」参照

(2) 資格者

[広島市水道局優良建設工事表彰実施要領](#)第4条第1項第1号の要件を満たす者[※]

※下記(4)ア「優良建設工事申請チェックシート」の「資格要件」とおり

(3) 公募期間・申請期限（申請メール送信期限）

令和8年4月1日(水) ～ 令和8年5月15日(金) 必着

(4) 申請様式

ア 優良建設工事申請チェックシート (Excel) 【参考】

イ 様式1「優良建設工事申請書」 (Excel)

ウ 様式2「前年度 広島市水道局発注工事施工実績一覧」[※] (Excel)

※令和7年4月1日以前に当初契約を締結した工事を含む

注：発注者からの工事成績評定通知書が未着の場合は、必ず発注者に確認の上、申請してください。

エ 様式3「表彰対象工事自己採点表」 (Excel)

注：申請様式は、申請用 Excel ファイル「優良建設工事申請様式」内にシート別で収録

(5) 申請様式の入手先（広島市水道局ホームページ）

ア URL

<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/site/subtitle-2/11032.html>

イ 掲載場所

トップページ>事業者の方へ>工事・建設コンサルタント業務関連トップページ>○建設工事トップページ>【広島市水道局優良建設工事表彰に関すること】>●被表彰候補者の公募>令和8年度広島市水道局優良建設工事表彰の公募について

(6) 申請に必要な添付書類

ア 様式2の添付書類

前年度引渡し工事（全て）の工事成績評定通知書 (PDF)

イ 様式3の添付書類

加算点証明書類 (PDF)（詳細は別紙2「加算点証明書類について」参照）

(7) 申請方法

申請様式及び添付書類の電子データ（上記(4)及び(6)で示したファイル形式）を email で申請

(8) 申請先（email 送信先）

広島市水道局技術部技術管理課

email アドレス：w-gikan@city.hiroshima.lg.jp

(9) 申請メールの構成について

ア 表題（件名）

【広島市水道局優良建設工事申請書送付】 ○○会社 申請工事件数：○件※

※「申請工事件数」は、「評価点」により表彰を受けようとする件数（様式3「表彰対象工事自己採点表」作成工事件数）

イ 添付ファイル

上記(4)及び(6)の電子データ（Excel 及び PDF）

ウ 添付ファイル容量

10MB 以下※

※ 10MB を超える場合は、「広島市大容量ファイル交換システム」により送信していただきますので、詳細について、下記3までお問い合わせください。

(10) 申請メール到達の確認について

申請メールを受付（メール受信を確認）しましたら、受信完了メールを上記(8)から送信元（申請者）に返信します。

申請メール送信後、5日（送信日及び閉庁日を含まない。）を経過しても返信が無い場合は、下記3の問い合わせ先まで確認の電話をしてください。

また、応募期限前5日間のうちに申請される場合は、受付漏れを避けるため、申請メールを送信されましたら、下記3の問い合わせ先まで申請メール到達の確認の電話をしてください。

2 その他

- (1) 申請に虚偽等が認められた場合や申請書類に不足や不備のあった場合は無効とすることがあります。
- (2) 表彰区分「優良技術者」及び「特別表彰」の選定については、「優良建設工事表彰」の候補から行います。
- (3) 申請の結果、被表彰者に選定された者には令和8年8月中旬に「優良建設工事申請書」の連絡先（email）に通知する予定です。
なお、対象工事の工事成績評定点が85点以上で被表彰者に選定された者については、申請の有無に関わらず、被表彰者となったことを通知します。
- (4) 表彰された優良建設工事、優良技術者及び特別表彰については、表彰式後に以下の公表場所で公表します（公表を希望しない場合を除く。）。
なお、公表を希望しない場合は、下記3までお知らせください。

【公表場所】

広島市水道局ホームページ トップページ>事業者の方へ>工事・建設コンサルタント業務関連トップページ>○建設工事トップページ>【広島市水道局優良建設工事表彰に関すること】>●被表彰者

3 問い合わせ先

広島市水道局技術管理課(施工管理係)

TEL：082-511-6838(ダイヤルイン)

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分まで

加算点について

広島市水道局優良建設工事表彰実施要領 別表 2 抜粋

別表 2 (第 4 条関係)

分野	項目	取組内容	加算点
担い手確保・育成に資する取組	若手育成	【企】前年度に完成した公共工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、若手技術者（開札日において満年齢 40 歳以下の監理・主任技術者）を配置した。	0.5 点
		前年度に完成した公共工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、若手技術者（開札日において満年齢 40 歳以下の監理・主任技術者）を配置した。	2.0 点
	女性の活躍	【企】前年度又は前々年度に完成した公共工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、女性技術者（監理・主任技術者）を配置した。	0.5 点
		表彰対象工事において、配置を求められた全期間（工場製作のみが行われている期間を除く。）、女性技術者（監理・主任技術者）を配置した。	2.0 点
	処遇改善、担い手確保	【企】前年度に完成した公共工事において、建設キャリアアップシステムを活用した。	0.5 点
		表彰対象工事において、建設キャリアアップシステムを活用した。	1.0 点
	建設業界の魅力向上	【企】前年度又は前々年度に、広島市内、安芸郡府中町内又は安芸郡坂町内に所在するの大学・短期大学・高等学校等が実施するインターンシップを受入れた。	0.5 点
		【企】前年度又は前々年度に完成した公共工事において、地元住民や児童・学生等を対象とした現場見学会を開催しイメージアップに努めた。	0.5 点
		表彰対象工事において、地元住民や児童・学生等を対象とした現場見学会を開催しイメージアップに努めた。	1.0 点
	資 生産性向上に する取組	I C T 活用	【企】前年度又は前々年度に完成した公共工事において、I C T 活用工事に取り組んだ。

注 1 「【企】」は、企業の取組を指す（共同企業体の場合は代表構成員（幹事会社）の実績）。

注 2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、公営企業又は特殊法人等が発注する建設工事をいう。

注 3 「I C T 活用工事」とは、当該工事の発注者が定めた I C T 活用工事に係る要綱・要領等に基づく「I C T 活用工事」又は「簡易型 I C T 活用工事」をいう。

注 4 各項目で取組が複数になる場合は、いずれか 1 つの取組内容を加算点とする。

加算点証明書類について

申請様式3「表彰対象工事自己採点表」に添付する加算点証明書類は、以下のとおりとする。

項目	証明内容	証明書類
若手育成・女性の活躍	対象工事の技術者の配置を要する期間	契約日、引渡日、工場製作期間、着手日選択期間等が確認できるもの
若手育成・女性の活躍	対象工事における対象技術者の配置期間	CORINSによる実績証明
若手育成	対象工事の開札日	開札日が確認できるもの（公告文等）
若手育成	対象技術者の年齢	年齢が確認できる公の機関が発行したもの（マイナンバーカード等）
女性の活躍	対象技術者の性別	性別が確認できる公の機関が発行したもの（マイナンバーカード等）
処遇改善・担い手確保	申請者がCCUS登録事業者であること	CCUS事業者登録完了メール、事業者ログイン画面、事業者登録完了ハガキ
処遇改善・担い手確保	対象工事のCCUS現場登録	CCUSから出力した就業履歴一覧等
処遇改善・担い手確保	対象工事のCCUS現場利用	CCUSカードリーダー等の現場設置状況が確認できる写真2～3枚程度
建設業界の魅力向上	申請者のインターンシップ受入れ	インターンシップ覚書・契約書等（教育機関から事前に送付される照会文書等、受入れの了承として不明確なものは認めない。）
建設業界の魅力向上	対象工事の地元住民、児童及び学生等対象の現場見学会開催	発注者が関わったことが確認できる新聞記事や雑誌等又は発注者への事前の承諾及び事後の報告の記録（要発注者確認の証）
ICT活用	対象工事のICT活用工事実施	ICT活用工事を実施したことが確認できるもの（発注者から施行されたICT活用工事の実績証明やICT活用工事であることがわかる契約書及び契約図書の該当部分等）

注1 証明書類は全てPDFにすること。

注2 ここでいう「対象」とは、表彰対象ではなく、加算点に係る対象（表彰対象に限らない）を示す。

注3 要件に関係しない箇所（不要な個人情報等）は黒塗り等で判読できない状態にすること。

注4 技術者の証明書類において、旧姓と新姓が使用されている場合は、旧姓と新姓が確認できる公の機関が発行した書類（戸籍謄本等）を添付すること。